

令和4年度 第2回群馬県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年2月21日（火）午後2時05分から午後3時30分まで

2 場 所 群馬県水産会館 2階会議室

3 出席者

- ・委員 11名 松元会長 吉澤会長代理 青木委員 佐々木委員 戸部委員
水島委員 中島委員 針谷委員 松田委員 赤石委員
佐藤委員
- ・群馬県 3名 蚕糸園芸課 課長 岸篤志
次長 前田重幸
水産試験場 場長 小西浩司
- ・事務局 3名 書記（水産係主任）肥留川惇 書記（水産係主任）渡辺峻
書記（水産係主事）下境裕貴
- ・傍聴人 なし

4 開会

（渡辺書記）

- ・委員11名の出席により、群馬県内水面漁場管理委員会事務規程第7条による成立要件を満たしたため、令和4年度第2回群馬県内水面漁場管理委員会を開催する。

5 あいさつ

- ・群馬県内水面漁場管理委員会 松元会長
- ・群馬県蚕糸園芸課 岸課長

6 議事

（松元会長）

- ・本日の議事録署名人は、吉澤会長代理と佐々木委員にお願いしたい。
- ・議題1は「第五種共同漁業漁場計画（案）について（答申）」である。第五種共同漁業漁場計画（案）について、先ほど公聴会を開催したが、前回の委員会で諮問を受けた漁場計画（案）について何か質問等はあるか。

（事務局）

- ・資料1「内水面漁場計画（案）」及び第五種共同漁業漁場計画（案）について補足説明を行う。

（松元会長）

- ・質問等が無ければ、原案どおりでよいか。

（委員）

- ・全員異議なし

（松元会長）

- ・議題2は「遊漁規則の変更について」である。今年度は、5つの漁業協同組合（以下「漁協」とする）から遊漁規則の変更の申請があったので、一つずつ協議をしていく。それでは一つ目の群馬漁協について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料2「遊漁規則の変更について」にて、群馬漁協の遊漁規則の変更(P11~P18)について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か質問等はあるか。

(水島委員)

- ・疑似おとりはどのように使用するのか。従来のアユ竿でおとり鮎の代わりか又はリール竿で使用するのか。

(事務局)

- ・両方想定している。

(吉澤会長代理)

- ・P16に「白柱」と記載しているが、具体的にはどのようなものか。

(事務局)

- ・以前から、看板が設置されているとのこと。

(吉澤会長代理)

- ・下流端が分かるような文言は看板に記載しているのか。

(事務局)

- ・(文言は)記載されていないが、川の両岸に設置してある白柱を結んだ線より下流が友釣り専用区になるため、専用区の範囲は用意に判断できると思われる。

(松元会長)

- ・質問等がなければ、採決をとりたい。(群馬漁協から申請のあった遊漁規則の変更について)賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、諮問内容どおり承認する。
- ・続いて東毛漁協について事務局から説明願いたい。

(書記局)

- ・資料2「遊漁規則の変更について」にて、東毛漁協の遊漁規則の変更(P19~P22)について説明を行う。

(松元会長)

- ・何か質問等はあるか。

(松田委員)

- ・1人につき釣り竿が2本とあるが、アユ釣りも該当するのか。その場合、置き竿を含めて2本なのか。

(事務局)

- ・アユ釣りも該当し、置き竿を含めて2本である。

(吉澤会長代理)

- ・ハリの本数の制限はしなくてよいか。

(事務局)

- ・東毛漁協によると、現時点では特にトラブルはなく、制限する必要性はないと聞いている。

(吉澤会長代理)

- ・釣り人の良心に任せるのではなく、ある程度本数を決めた方がいいのでは。

(事務局)

- ・漁協から話があれば、県が助言を行う予定である。現段階では漁協から話が出ていないが、他県の情報収集しつつ、今後修正していく必要があるか考える。

(吉澤会長代理)

- ・疑似おとりは種類や取り扱い方が多くあることから、県として、疑似おとりを使用した友釣りの定義や関係者への周知をした方が良いのではないか。

(事務局)

- ・情報収集しつつ、疑似おとりの定義や友釣りの定義も共通認識を与えられるように検討していきたい。

(松田委員)

- ・(疑似おとりを使用する場合、) リール竿かアユ竿かのどちらを使用しているか明記されていると分かりやすい。

(事務局)

- ・遊漁規則第四条第2項においてリール竿を制限している場合は、疑似おとりはアユ竿のみで使用でき、何も制限されていない場合はどちらの竿も使えるということで区別できる。

(松元会長)

- ・幾つか意見はあったが、アユの疑似おとりを使用した漁法については、今後どうしていくか事務局に検討してもらいたい。
- ・質問等がなければ、採決としたい。(東毛漁協から申請のあった遊漁規則の変更について) 賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・全員挙手

(松元会長)

- ・全員賛成により、諮問内容どおり承認する。
- ・続いて上州漁協について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・資料2「遊漁規則の変更について」にて、までの上州漁協の遊漁規則の変更(P23～P32)について説明を行う。

(松元会長)

- ・水島委員は関係者(上州漁協組合長)であるため、発言及び採択は控えてもらう。
- ・何か質問等はあるか。

(吉澤会長代理)

- ・P31に(里見発電所)取水口とあるが、水が少なくて釣り場として利用されていなかったのではないか。

(松元会長)

- ・現場の状況説明であるため、水島委員会から詳しく説明してもらいたい。

(水島委員)

- ・水量については一年中かなりの数量があり、アユが遡上することができる。
- ・釣り場としては、発電所付近で支流が本流に流入するため、溪流釣り場としては良い状況である。

(松元会長)

- ・質問等がなければ、採決としたい。(上州漁協から申請のあった遊漁規則の変更について) 賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・ 全員挙手

(松元会長)

- ・ 全員賛成により、諮問内容どおり承認する。
- ・ 続いて南甘漁協について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・ 資料2「遊漁規則の変更について」にて、南甘漁協の遊漁規則の変更（P33～P36）について説明を行う。

(松元会長)

- ・ 何か質問等はあるか。
- ・ 質問等がなければ、採決としたい。（南甘漁協から申請のあった遊漁規則の変更について）賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・ 全員挙手。

(松元会長)

- ・ 全員賛成により、諮問内容どおり承認する。
- ・ 続いて上野村漁協について事務局から説明願いたい。

(事務局)

- ・ 資料2「遊漁規則の変更について」にて、上野村漁協の遊漁規則の変更（P37～P42）について説明を行う。

(松元会長)

- ・ 何か質問等はあるか。

(吉澤会長代理)

- ・ P40にある「毛ばり釣り」と「フライ・テンカラ釣り」の違いはなにか。
- ・ また、毛ばり釣りの表記が、ひらがなと漢字で記載されている箇所が混在しているが、どちらかに統一した方がいいのではないか。

(事務局)

- ・ 毛ばり釣り及びフライ・テンカラ釣りの説明を行う。
- ・ 表記については、この場で変更することができないため、次回以降に上野村漁協から再度申請してもらうことにしたい。

(松元会長)

- ・ 質問等がなければ、採決としたい。（上野村漁協から申請のあった遊漁規則の変更について）賛成の方は挙手願いたい。

(委員)

- ・ 全員挙手。

(松元会長)

- ・ 全員賛成により、諮問内容どおり承認する。
- ・ 議題3「その他」とあるが、何かあるか。

(事務局)

- ・ 資料3「その他」にて、個人情報保護制度の改正（P45～P50）について説明を行う。

(松元会長)

- ・ 他にあるか。

(佐藤委員)

- ・ 嬭恋村で起きたブラウントラウトの駆除に関する経緯や現状について教えて欲しい。

(小西水産試験場長)

- ・ 昨年、吾妻川のキャッチアンドリリース区間の魚類調査を行ったところ、ブラウントラウトが混獲されたので、吾妻漁協に情報提供し、現在駆除作業に取り組んでいる。

(佐藤委員)

- ・ 現在日本では放流を禁止する法律が存在しないが、山梨県は 2021 年に漁協以外の溪流魚の放流に関して、委員会指示で許可制としている。
- ・ ここ 2 年で溪流魚のルアー釣り人口は 2 倍となっていることから、在来個体群を守るために、放流について何かしらの規制があった方が良いのではないかと考えている。
- ・ 溪流魚については、群馬県も（山梨県と）同じように（溪流魚の放流を許可制に）した方がいいのではないかと。

(戸部委員)

- ・ 富山県ではヤマメの放流については DNA 鑑定をしたものしか放流を行っていないという話を聞いたことがある。
- ・ そこまでする必要はないと思うが、在来種を守るということや自然増殖を促すという観点から、群馬県も何かしらの規制を行った方がよいと考えている。ブラウントラウト（の放流）についても同じように検討してもらいたい。

(小西水産試験場長)

- ・ 水産試験場としても、ブラウントラウトは、非常に問題があると認識しているので、地元漁協と連携して撲滅を目指していきたい。現在は、電気ショッカーを使用した駆除をしている。最近ではブラウントラウトの数が減少し、イワナの個体数が増えつつあるなど、一定の効果が出ている。撲滅のために、今後も大学と連携しながら新しい効果的な駆除方法を見つけていきたい。
- ・ 溪流魚の放流に関しては、現状、委員会指示に法的効力があるとは言えないため、実効性については疑問が残る。

(岸蚕糸園芸課長)

- ・ 漁場管理委員会は県の諮問機関であるので、本日の議題に挙げたこと及び問題提起については、行政として受け止めて検討や研究を行ってほしい。

(佐藤委員)

- ・ 事務局はどう考えているのか。

(事務局)

- ・ 佐藤委員からの問題提起については、承知した。今後、委員会の議題として取り扱うか検討していきたい。

(松元会長)

- ・ 佐藤委員から近県の情報提供及び問題提起があり、委員会で話しあった。今後、県でも検討をして欲しい。
- ・ 他になければ委員会を終了としたい。

(事務局)

- ・ 第 3 回群馬県内水面漁場管理委員会は 3 月第 4 週に開催する予定である。議題については、主に増殖放流呈示量について審議を予定している。

7 閉会

文章中の（）内は事務局で加筆

群馬県内水面漁場管理委員会

会長 _____

委員 _____

委員 _____